

令和6年7月19日

北九州市監査委員	中	西	満	信
同	廣	瀬	隆	明
同	村	上	幸	一
同	奥	村	直	樹

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく定期監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を公表する。

## 1 監査の対象

今回の監査は、市長公室（旧企画調整局所管分に限る。）、デジタル市役所推進室、政策局（旧企画調整局所管分に限る。）、総務市民局（旧市政変革推進室所管分及び旧総務局所管分に限る。）、財政・変革局（旧市政変革推進室所管分に限る。）、産業経済局（旧総務局所管分に限る。）、都市戦略局（旧企画調整局所管分に限る。）、市議会事務局及び教育委員会の令和4年度及び令和5年度（令和5年4月から同年10月末日まで）の収入、支出、契約、財産管理等の財務事務及びその他の事務の執行を対象とした。

## 2 監査の方法

上記事務に関する監査に必要な資料の提出を求め、当該事務が適正に執行されているか等を主眼に、抽出による関係書類等の調査を実施するとともに関係職員から説明を聴取した。

なお、この監査は、北九州市監査基準に準拠して行った。

## 3 監査の期間

令和5年11月6日から令和6年5月29日まで

## 4 監査委員の除斥

村上幸一監査委員及び奥村直樹監査委員は、市議会事務局における政務活動費等の監査については、地方自治法第199条の2の規定により除斥とした。

## 5 監査の結果

(1) 市長公室

監査の結果、事務はおおむね適正に処理されていた。

(2) デジタル市役所推進室

監査の結果、事務はおおむね適正に処理されていた。

(3) 政策局

監査の結果、事務はおおむね適正に処理されていた。

(4) 総務市民局

監査の結果、事務はおおむね適正に処理されていた。

(5) 財政・変革局

監査の結果、事務はおおむね適正に処理されていた。

(6) 産業経済局

監査の結果、事務はおおむね適正に処理されていた。

(7) 都市戦略局

監査の結果、事務はおおむね適正に処理されていた。

(8) 市議会事務局

監査の結果、事務はおおむね適正に処理されていた。

(9) 教育委員会

監査の結果、事務はおおむね適正に処理されていたが、一部に次のような事項が認められた。これらについては、適切な措置を講じられたい。

ア 契約事務

(ア) 契約事務について

(指導企画課)

令和5年度のSNSを活用した相談・通報業務委託契約において、あらかじめ設定すべき予定価格を設定しておらず、また、特命随意契約とすることを事前に決裁していなかった。さらに、正式な見積書を

徴しておらず、参考見積書のみで契約金額を決定し、契約を締結していた。

地方自治法では、普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならないとされている。また、市会計規則では、法令、条例およびこの規則の定めるところに従い、公正、確実かつ迅速に処理しなければならないとされている。さらに、市契約規則では、随意契約の方法によろうとするときは、あらかじめ予定価格を定め、選定の相手方から見積書を徴するものとされている。

適正な事務処理をされたい。

#### (イ) 契約事務について

(中央図書館運営企画課)

指名競争入札により締結したフルカラーデジタル複合機賃貸借契約について、落札後に落札者より仕様書の一部の要件を満たすことができないとの申出を受けたが、その際提案のあった他の方法で「要求する同等の機能を持つ」と判断し、仕様書の内容を変更して契約していた。

落札後の仕様書の内容変更は、入札の条件であった事項を変更することとなり、入札の公平性を損なうものである。

本来であれば、地方自治法施行令第167条の2第1項第9号に基づき落札者以外の者と随意契約を行うか、入札をやり直すべきであり、落札後の仕様書の内容変更で処理すべきではない。

適正な事務処理をされたい。